

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和三年四月一日から六月三十日までとする。

令和三年八月二十日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った事業者の概要
一 茨城県の食品製造業者（震災による機械設備損壊、停電に伴う原材料・商品の廃棄、観光客減少による利益逸失）
二 宮城県の食品製造業者（震災による施設全壊、解体費用の発生、休業による売上減少）
買取りに係る債権の元本総額
一億七千五十一万円
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 三件、その他 五件

当該処分における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

九億四千四百一十八千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

二千二百九十四万六千円

7

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

一 栃木県の飲食業者（震災により自宅兼店舗が全壊、事業停止を余儀なくされた）

二 茨城県の電子部品製造業者（震災により工場が一部破損）

三 宮城県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が損壊、自宅が流出）

四 宮城県沿岸部の印刷業者（津波により本店が浸水）

五 宮城県沿岸部の運送業者（津波により車両が流出）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

四億五千二百二十九万二千円